

陳述書

2024年10月29日

住所 東京都

氏名 鈴木 賢

私は、この度、訴訟提起をする決断をした経緯や、この訴訟に対する思いなどについて、陳述します。

1 私について

(1) 私は、1960年5月生まれで、現在、64歳になります。

北海道大学法学部卒業後、北海道大学大学院法学研究科博士課程を経て、法学の研究者となりました。

2015年3月まで北海道大学・北海道大学大学院に所属し、同年4月から現在まで、明治大学に所属しております。

(2) 私の主たる研究分野は、中国法、台湾法、「LGBTQ+の権利保障」となります。

日本において「LGBTQ+の権利保障」の問題が顕在化したのは、1980年代後半からのHIVの広がりやゲイを結び付けた「エイズパニック」と呼ばれる現象の中で、同性愛者（当時は特にゲイ）に対する偏見が広がり、差別的報道も多く行われるようになったところからです。

私は、あまりの差別的報道に問題意識をもち、1989年、札幌で当事者団体、札幌ミーティングを立ち上げ、マスコミに対する抗議活動などを始めました。このころから、団体の代表者として、私の名前も出るようになりました。

同時に、私は、「LGBTQ+の権利保障」を研究テーマの一つとして、その歴

史や諸外国との比較研究などを行うようになりました。

私自身、北海道大学に勤務していた2000年、台湾人の同性パートナーと日本で結婚パーティをしたところ、週刊新潮2000年3月16日号に「台湾人男性と結婚披露 北大教授の評判」として取り上げられたことがあります。「クラーク博士もビックリ仰天」というリードを付した記事で、要するに「同性愛者の癖に北大の教授をしている」という、私をあざ笑う内容でした。このころからみると、今日では同性愛者に対する理解も進んできたように思います。

(3) 「LGBTQ+の権利保障」の問題について、ここ数年は、「婚姻」にフォーカスした大きなムーブメントが起こり、「結婚の自由をすべての人に」訴訟という運動が、全国にて展開されています。

2019年2月、札幌地方裁判所、東京地方裁判所、名古屋地方裁判所、大阪地方裁判所にて訴訟提起がなされ、同年9月には福岡地方裁判所でも訴訟提起がされました(2021年3月には東京地方裁判所にて第二次提訴も行われています。)。各地で、同性婚の婚姻を認めないことは違憲ないし違憲状態にあるという判断が続いています。札幌地方裁判所における訴訟においては、私自身が原告になることも検討されましたが、原告となる者の属性のバランスから、外れることになったという経緯もあります。

私は、「裁判の空気感」を味わうため、「結婚の自由をすべての人に」訴訟について、尋問の日や、判決言渡し日を中心に、たびたび傍聴をしてきました。現在の居住地・勤務地の関係で東京地方裁判所における傍聴が多いですが、札幌にも2回ほど、この訴訟の傍聴のために行っています。

2020年には、私は「結婚の自由をすべての人に」訴訟において、専門家として、台湾で施行された同性間の婚姻に関わる法律について、制定に至る背景や憲法裁判所による憲法判断、施行された法律の概要や施行後の状況について、意見書も提出しています。

2 この度の裁判所の対応について

(1) 私は、2024年6月7日、翌8日午前11時から福岡地方裁判所に

て言渡しが予定されていた「結婚の自由をすべての人に」訴訟の判決を傍聴するため、一人で福岡に入りました。

以前に、私は、ファミリーマートにて、機会があったときに履こうと考え、レインボー柄の入った靴下を2足購入していたのですが、せっかくなのでこれを履いて傍聴をしようと思い、家を出るときにカバンに入れました。「LGBTQ+」の象徴であるレインボー柄を身に着けることで、この運動と一体となることを感じたいと、潜在的に考えていたのだと思います。

この靴下2足のうち1足は、新品のまま残っていたので、訴訟に提出しました。当日、私が履いていた靴下は、これと全く同じものです。

(2) 当日、私は、T シャツ、半ズボン、上記(1)のレインボー柄の靴下を身に着け、リュックサックを背負い、福岡地方裁判所に入りました。

傍聴が抽選になることが予想されたので、私は、抽選権が配布される前の午前9時30分頃には、福岡地方裁判所に到着しました。裁判所の裏口で傍聴抽選券が配布され、私は幸い当選することができました。この日は傍聴希望者が多く、外れてしまった人も多くいました。

その後、入口において手荷物検査を受けた際、警備員から、リュックサックに付けていた「LOVE&PEASE」と6色のレインボーで書かれたストラップを隠すようにと、声を掛けられました。私は、そのような求めに応じる必要はないと考え、声掛けを無視していたところ、警備員はそれ以上何も言いませんでした。

入口の手荷物検査の際、レインボー柄の靴下については、何ら指摘はされませんでした。

(3) 入口の手荷物検査を終えた後、法廷(101号法廷)に向かいました。

法廷の入口では、裁判所職員が2名ほどの体制で、服装や持ち物のチェック(以下「服装検査」といいます。)をしていました。

傍聴者は、法廷の入り口に並ばされ、法廷に入るにあたり、一人ひとり服装などのチェックが行われました。裁判所職員は、白色のマスクが入った箱とガムテープ(一般的な茶色のガムテープ)を持っていたことに気がつきました。

恐らくマスクはレインボー柄のマスクをしている人がいれば、それを外させて、付け替えさせるためのものであり、ガムテープはレインボー柄の衣服などを隠すためのものだと思われました。私は、それまでも、それ以後も複数回、「結婚の自由をすべての人に」訴訟を傍聴しておりますが、ここまでの対応が取られた経験はありません。

私の順番になると、裁判所職員の方から、レインボー柄の靴下について、ガムテープでレインボー柄を隠さなければ法廷に入ることはできない、と指示されました。誰の判断かと聞いたところ、裁判所職員の方は、「裁判体の指示」である旨も、明確に述べました。ただし、それ以上の理由について、説明はされていません。

私は法学者です。このような過度にプライバシー・私的領域を侵害する指示について、直感的に国家権力の濫用であると思いカチンときましたが、いったん冷静になる必要があると考え、列から外れました。指示通りレインボー柄を隠さないまま法廷に入ろうとすれば、実力で排除されそうな様子であり、強行突破をしようとするれば、物理的な衝突になりそうな勢いでした。私は、逡巡した上で、裁判に取り組んでいる方々に迷惑を掛けられない、せっかく福岡まで判決を聞くために来たのにそのまま帰るのも悔しいとの想いのもと、不本意ながらもレインボー柄部分を内側に丸める形で折り込んで見えないようにしたところ、「それならいい」として法廷に入ることが認められました。ガムテープを貼らずに柄を折り込む形にしたのは、せめてもの抵抗の意味合いもあります。

なお、入口の手荷物検査のときに指摘された「LOVE&PEASE」と書かれたキーホルダーについては、服装検査の際には、指摘すらされませんでした。

(4) 判決言渡し後、この度の裁判所職員の対応が問題ではないかという話が記者の間で広がり、私も取材を受け、これに対応しました。

記者の話では、この日、レインボー柄の腕時計を付けていた方が外させられた、ということもあったとのことでした。

この日の報道記事についても、裁判所に提出いたします。

3 その後

令和6年9月26日、東京高等裁判所において、「結婚の事由をすべての人に訴訟」の東京第二次訴訟の控訴審の第一回口頭弁論期日に傍聴に行きました。

抽選券が配布されましたが、人数いっぱいにはならず、抽選にはなりませんでした。抽選券を傍聴券と交換する際、裁判所職員の方から、レインボー柄のついたバッジや装飾品をつけて法廷に入ることはできないので、あらかじめ外しておくように、との指示がなされました。ただし、その法的根拠について、説明はされていません。

裁判所の入口の手荷物検査の際には、何も言われませんでしたでしたが、法廷（101号法廷）の入口において、服装検査が行われ、ここでも裁判所職員が一人ひとりチェックする形で、レインボー柄の入ったネックレス、イヤリング、バッジなどを外すよう指示していました。皆さん、素直に従っていました。

私は台湾の友人二人をつれて行ったのですが、それぞれイヤリングとネックレスを外すようにと言われて従っていました。私は福岡のときと全く同じ靴下、半ズボン、「LOVE&PEASE」と書かれたストラップを付けたリュックサックのスタイルで行き、レインボー柄や上記ストラップを隠すこともしませんでした。何も言われずにそのまま法廷に入ることができました。

4 日本における「LGBTQ+」の運動の特徴

研究者の観点からひと言申し上げます。

諸外国では、同性婚をめぐる問題は、宗教観にも密接に結びつくこともあり、大きな対立が度々起こっています。アメリカでは、「LGBTQ+」の人権保障をめぐる問題は、人口妊娠中絶の議論と並んで、国内の分断を象徴するテーマとされています。

しかしながら、日本における「LGBTQ+」の運動の特徴として、「反対派が可視化されない」ということを指摘できます。これまでこの運動に長く関わっていますが、デモやパレードに“反対派”が押し掛けて衝突したということは、ほとんどないはず。ましてや法廷において、そのような話は全く聞いたことはありません。「結婚の自由をすべての人に」訴訟においても、裁判所や法

廷でもめ事が起こった、ということ自体、一切ないはずです。

5 この訴訟への想い

性的マイノリティにとって、レインボー柄は、その象徴としての意味をもちます。一体感をもつということもありますが、それぞれが性的マイノリティであることについて内に向けたプライドを示すものとの意味合いもあります。

私自身も性的マイノリティ（ゲイ）であり、レインボー柄は特別な意味をもちています。法廷に入るために靴下を折り込みましたが、心の中への強い侵襲を覚えました。靴下を外すのが嫌なら傍聴しなければよい、という人もいるのかもしれませんが、裁判とはそういうものでしょうか。裁判所からも、法廷内の当事者からも、あるいは、法廷の背後に入るカメラからも、全く見えない靴下の柄を隠させることに、何の意味があるのでしょうか。私がレインボー柄の靴下を身に着けたとして、誰に対して、どのような問題が引き起こされる可能性があるというのでしょうか。裁判所から、私に対して、何一つ、説明はされていません。

法学者としてみても、このような裁判所の対応は、あまりに行き過ぎですし、裁判所はきちんと説明をする責務があると考えます。最近の裁判所をみるに、服装に対する規律は、より強まっているようにもみえます。

司法と市民の関係を問い、裁判所であってもやり過ぎは許されないということとを明らかにするため、この度、原告として、この訴訟を提起することに致しました。

裁判所におかれましては、いわゆる「荒れる法廷」から大きく時代が変わった今日において、傍聴人に対する制約はどこまで許されるのか、それは無制約たり得るのか、真摯に考えていただきたいと存じます。裁判所は主権者たる国民の権利を保障するための場所です。封建時代のお白州よろしく法廷を厳粛な雰囲気にすることで権威を保とうとする福岡地裁のような態度は、日本国憲法に相応しくないものと思います。民主主義国家における司法に与えられた役割を真っ当に果たすことによってこそ、裁判所の権威が高まるというものです。

以上